The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	国立障害者リハビリテーションセンター : 障害の予防とリハビリテーションに関するWHO協力センター
Author(s)	西村, 陽子; 飛松, 好子
Citation	目で見るWHO. 2020, 71, p. 20-21
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86554
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

国立障害者リハビリテーションセンター
～障害の予防とリハビリテーションに関するWHO協力センター～

国立障害者リハビリテーションセンター国際協力室長
西村　陽子
国立障害者リハビリテーションセンターにおいて長年国際協力の業務に携わっている。

国立障害者リハビリテーションセンター総長
飛松　好子
リハビリテーション科医師、専門は義肢装具、脳性麻痺、脊髄損傷等。

国立障害者リハビリテーションセンターの紹介

国立障害者リハビリテーションセンターは、障害がある人々の自立及び社会参加を支援するため、1979 年に厚生省が設置した施設です。当センターは障害がある方々に対するリハビリテーション医療の提供、就労のための支援及び社会生活支援までの福祉サービスの提供とともに、障害・リハビリテーションに関する研究・開発、リハビリテーション専門職の人材育成等を一体的に行う総合的なリハビリテーション施設です【写真 1】。

近年、当センターが特に力を入れて取り組んでいる活動としては、高次脳機能障害、発達障害に関して日本全国の支援機関・施設の中核となって情報の収集・発信をする活動、また、障害がある人々の健康増進のために健康づくりの支援や、運動・スポーツ支援に取り組む人々への知識・技術の普及等があります。

国際協力としては、医療から就労支援、研究開発、人材育成までを行う世界的にも数少ない総合的なリハビリテーションセンターとして、毎年多くの見学が海外から訪れており、リハビリテーションに関する当センターの活動を紹介することも活動の一つです。これまでに世界 153 か国 6 地域から当センターへの見学を受け入れてきました【表 1】。

また、リハビリテーションに従事している海外の専門家に対する個別研修も行っており、当センターや日本で行われているリハビリテーションについて、技術とともに、チームアプローチの考え方等も紹介しています。

写真①　国立障害者リハビリテーションセンター病院

WHO の協力センターとしての役割

当センターは 1955 年に “障害の予防とリハビリテーションに関する WHO 協力センター” WHO Collaborating Centre for Disability Prevention and Rehabilitation “ として認定を受けて以来、現在 6 回の更新を継続して受けています。

障害に関しての国内では唯一の協力センターであり、西太平洋地域においては同分野の協力センター（中国 3 センター、オーストラリア 1 センター、韓国 1 センター）と連携を図っています。

当センターは協力センターとして次の 4 つを中心に活動しています。

1　障害がある人々の健康増進とスポーツへのアクセスを促進するためのテキスト作成や知見を WHO に提供する。

2　福祉機器に関するデータの収集と分析を行い WHO に提供する。

3　災害時における障害者支援に関する研究や知見を WHO に提供する。

4　WHO の活動方針や文書の啓発、普及活動を行う。

具体的には、リハビリテーションマニュアルとして障害がある人々の医療、スポーツ、職業訓練、生活のための訓練等、様々なテーマのマニュアル冊子を英語で

写真２：国際セミナーにて WHO テクニカルリードの講演

作成し、WHO をはじめとして西太平洋地域、アジア地域の約 30 か国の保健省や関係機関に提供するとともに Web で公開しています。

また、毎年国際セミナーを主催し、WHO の障害とリハビリテーションに関する方針に関連したテーマで、WPRO、西太平洋地域の国の専門家や国内の関係者の講演、ディスカッションを通じて情報共有を図っています【写真 2】。

今後、補装具支給制度の紹介や災害支援に関するレポートを作成する予定としています。

また、これらの活動以外にも WHO が行う開発や調査への協力として、“視覚障害リハビリテーションに関する国際標準” International Standards for Visual Rehabilitation の作成への協力、“福祉用具重点品目リスト” Priority Assistive Products List の作成への協力を行ってきました。

厚生労働省の国際統計分類協力センターに協力して、WHO 国際生活機能分類 ICF(International Classification of Function, Disabilities and Health) の “用具” に関する改善のための支援を行っています。

このように、当センターは WHO の障害とリハビリテーションに関する活動の推進に長年にわたり協力をしています。

WHO は “リハビリテーション” を障害がある人々に限らず、必要とするすべての人々（疾病、障害、怪我等々の状態にある）のために提供されるべきものであると述べています。この事は、国際的にも、またこの分野に携わる人々にとっても新たな概念であり、当センターは協力センターとしてこの概念の普及に取り組む方向で考えています。

おわりに

日本において障害の範囲は徐々に拡大し、それに対応するため、施策や技術の開発に取り組んできました。また、超高齢化社会における我が国のリハビリテーションや支援に関する取組は、海外の国々においても直面するであろう課題への対応の参考になると考えます。WHO の協力センターとして西太平洋地域はもとより、アジア諸国や他の国々にとって日本が蓄積してきた経験や技術が参考になるよう、これからも海外の同じ分野の協力センターと協力することと、情報を積極的に発信していくことが、当センターの役割であり、今後も推進していきたいと考えています。

表１　外国人見学者の国名内訳　　昭和 54 年度～平成 30 年度

アジア（36 か国 4 地域）	アフガニスタン、イラク、イラン、キルギス、シリア、タジキスタン、パレスチナ、ブータン、ブルネイ、ラオス、他 27 か国 3 地域
欧米（32 か国）	アゼルバイジャン、スロバキア、セルビア･モンテネグロ、マルタ、ボスニアヘルツェゴビナ、モルドバ、ラトビア、他 25 か国
アフリカ（41 か国）	エリトリア、カーボベルデ、ガンビア、シオラレオネ、スワジランド、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、レソト、他 32 か国
中南米（32 か国）	アンティグア・バーブーダ、エルサルバドル、ガイアナ、グレナダ、スリナム、セントルシア、ニカラグア、バルバドス、他 24 か国
大洋州（12 か国 2 地域）	キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、バヌアツ、パラオ、フィジー、ポリネシア、ミクロネシア連邦、他 4 か国

（注）地域・国名は、見学年次の名称である。　　合計　153か国、６地域